

# 静岡市道路工事に伴う路面復旧基準

令和 3年4月

静岡市建設局土木部

## 目次

1. 目的	1
2. 適用する仕様書等	1
3. 交通量区分と舗装タイプ	1
4. 掘削	2
5. 埋戻し	2
6. 仮復旧工	2
7. 本復旧工	3
8. 復旧幅と復旧方法の基準	3
9. 横断占用が連続する場合の復旧幅	8
10. 路面標示	8
11. コンクリート舗装	8
12. 特殊舗装の復旧	9
13. 舗装道路における掘削制限	9
14. 瑕疵担保期間	9
・ 舗装復旧標準構造図	10
・ 別表(占用工事に伴うアスファルト混合物の使用区分)	13

# 静岡市道路工事に伴う路面復旧基準

## 1. 目的

この基準は、静岡市が管理する国道・県道・市道における道路占用工事及び承認工事の道路掘削、復旧について定めるものである。

## 2. 適用する仕様書等

この基準に適用する仕様書等は、静岡市土木工事共通仕様書、静岡市土木工事施工管理基準に定めたものとし、これによらない事項については、道路管理者と占用者（申請者）で協議して決定するものとする。

## 3. 交通量区分と舗装タイプ

舗装計画交通量に応じた交通量区分を下表のタイプに分類し、それぞれの舗装タイプを舗装復旧標準構造図（P10～）のとおりとする。

交通量区分	舗装計画交通量（台/日・方向）	道路分類
N 7	3,000 以上	分類B
N 6	1,000 以上 3,000 未満	
N 5（DID・市街地）	250 以上 1,000 未満	
N 5（平地・山地）		分類C
N 4	100 以上 250 未満	
N 3 以下	100 未満	分類D

## 4. 掘削

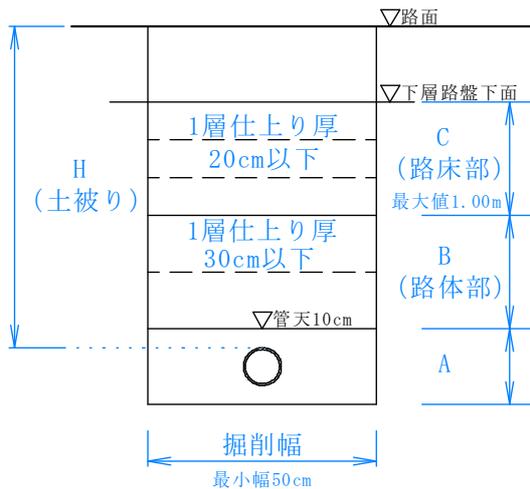
既設舗装の切断はカッターにより施工し、掘削の最小幅は 50 cm とする。また、掘削が深い場合や軟弱地盤、砂質地盤、それ以外にも崩壊の危険がある箇所を掘削する場合は、土留工を施工し、十分に安全に留意すること。

## 5. 埋戻し

掘削後の埋戻しの施工は図-1を標準とし、使用材料は舗装復旧標準構造図(P10～)の埋戻し土によるものとする。1層の仕上り厚は路床部20cm以下、路体部30cm以下とし、タンパ、振動ローラ、タイヤローラ、水締め等により各層毎に十分に締固め、※所定の締固め度を得ること。

※静岡市土木工事施工管理基準による

図-1



## 6. 仮復旧工

- ・仮復旧の表層工は車道部4cm以上、歩道部3cm以上の加熱アスファルト混合物（再生合材可）とし、軽易な工事で道路管理者が常温混合物の使用を認めた場合はこの限りでない。
- ・路盤材は再生下層路盤材（RC-40）またはクラッシャーラン（C-30）を標準とし、仮復旧の路盤工は本復旧の下層路盤工として使用できるものとする。
- ・交通量区分に応じた仮復旧の舗装構成は舗装復旧標準構造図（P10～）による。  
また、十分な締固めが確保できる場合には、本復旧を見据えて上層路盤工まで施工することも可能である。（以下、路盤先行工法）その場合は、事前に道路管理者と協議し、申請書に路盤先行工法であることを明記すること。舗装構成は舗装復旧標準構造図（路盤先行工法）（P11～）による。
- ・路盤材に中央混合方式による石灰安定処理材を用いる場合は、道路管理者と構造について協議をすること。
- ・路面標示の仮復旧は、交通安全確保の観点から視覚的に既設のものと同等の機能を有し、十分な耐久性を有する材料で復旧すること。

- ・掘削が路床部にまで達する場合は仮復旧を実施するものとし、本復旧まで7日以上の期間を空けること。
- ・本復旧施工までの期間は責任をもって管理し、仮復旧の期間は特に路面状態の変化に注意を払い良好な路面を保つよう努め、期間経過後速やかに本復旧を実施すること。
- ・仮復旧の路面は極力周辺との段差が生じないように施工すること。

## 7. 本復旧工

本復旧の舗装構成は、原則既設舗装構成とするが、不明な場合には舗装復旧標準構造図（P10～）による。本復旧時の舗装の切断はN3、N4以外の舗装タイプの場合、原則傾斜式カッターを用いて斜めに切断するかクラック防止テープを使用すること。また、上層路盤材は粒調碎石（M-30）を標準とするが、既設のものが瀝青安定処理を使用している場合はこれに準ずる。なお、既設舗装が特殊な場合には道路管理者と協議し決定すること。

## 8. 復旧幅と復旧方法の基準

復旧面積の決定は下記によるが、現地と整合しない場合や当該工事により復旧幅以上に路面が破損した場合は道路管理者と現地立ち合いを行い、十分に協議したうえで決定すること。

①アスファルト舗装（車道・横断） 図-2

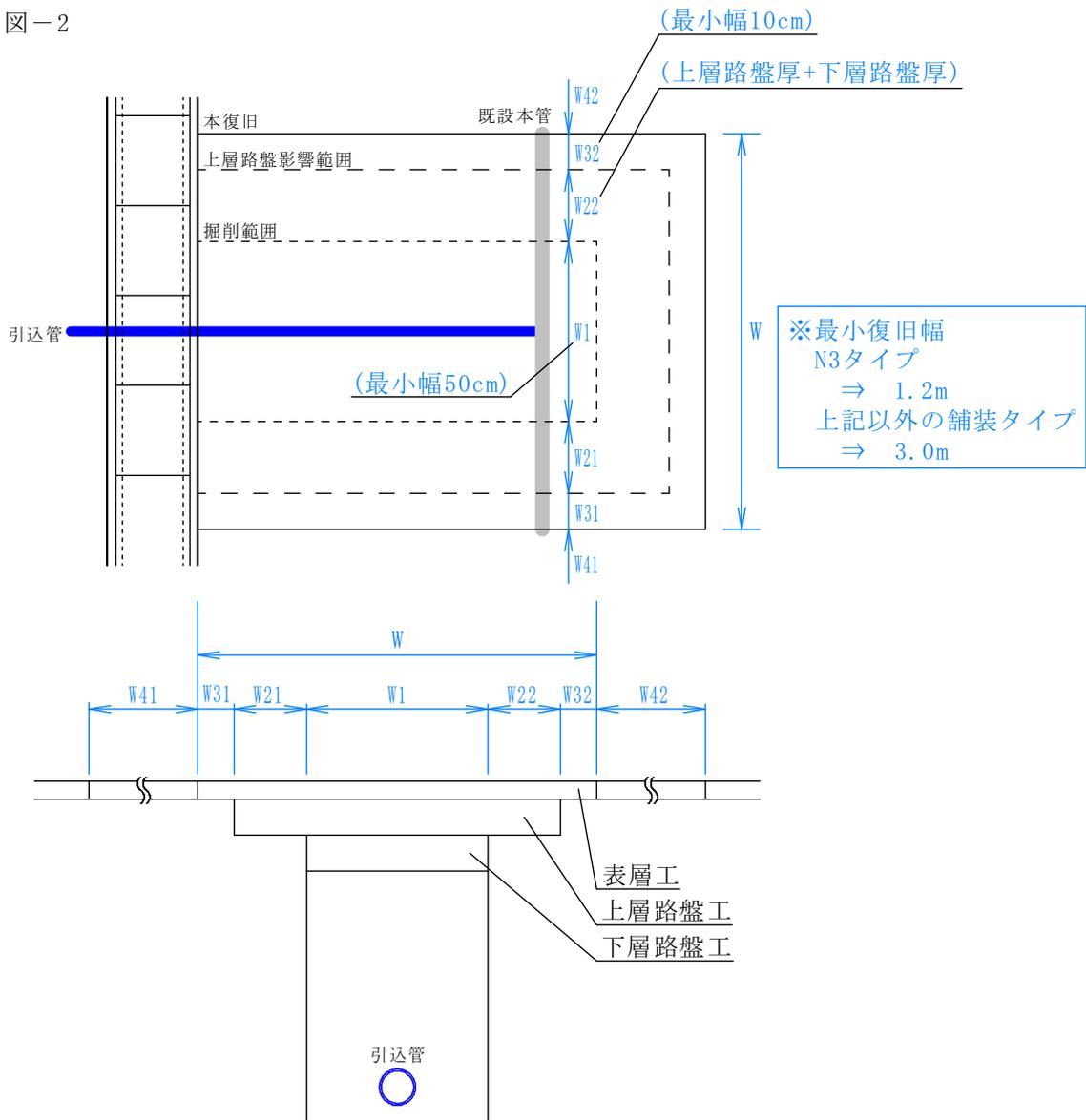
②アスファルト舗装（車道・縦断） 図-3

③アスファルト舗装（歩道・横断） 図-4

④アスファルト舗装（歩道・縦断） 図-5

① アスファルト舗装（車道・横断）

図-2



W : 各層の復旧幅（最小幅 ※上図参照）

W1 : 掘削幅（最小幅 50 cm）

W21・W22 : 上層路盤影響幅（舗装復旧標準構造図の上層路盤工と下層路盤工の厚さの和）

W31・W32 : 舗装影響幅（最小幅 10cm）

W41・W42 : 残幅（W31・W32 の端から舗装の絶縁までが 1.20m 未満は施工）

・下層路盤工 = W1（最小幅 50 cm）

・上層路盤工 = W1 + (W21 + W22)

・表層工、中間層工、基層工

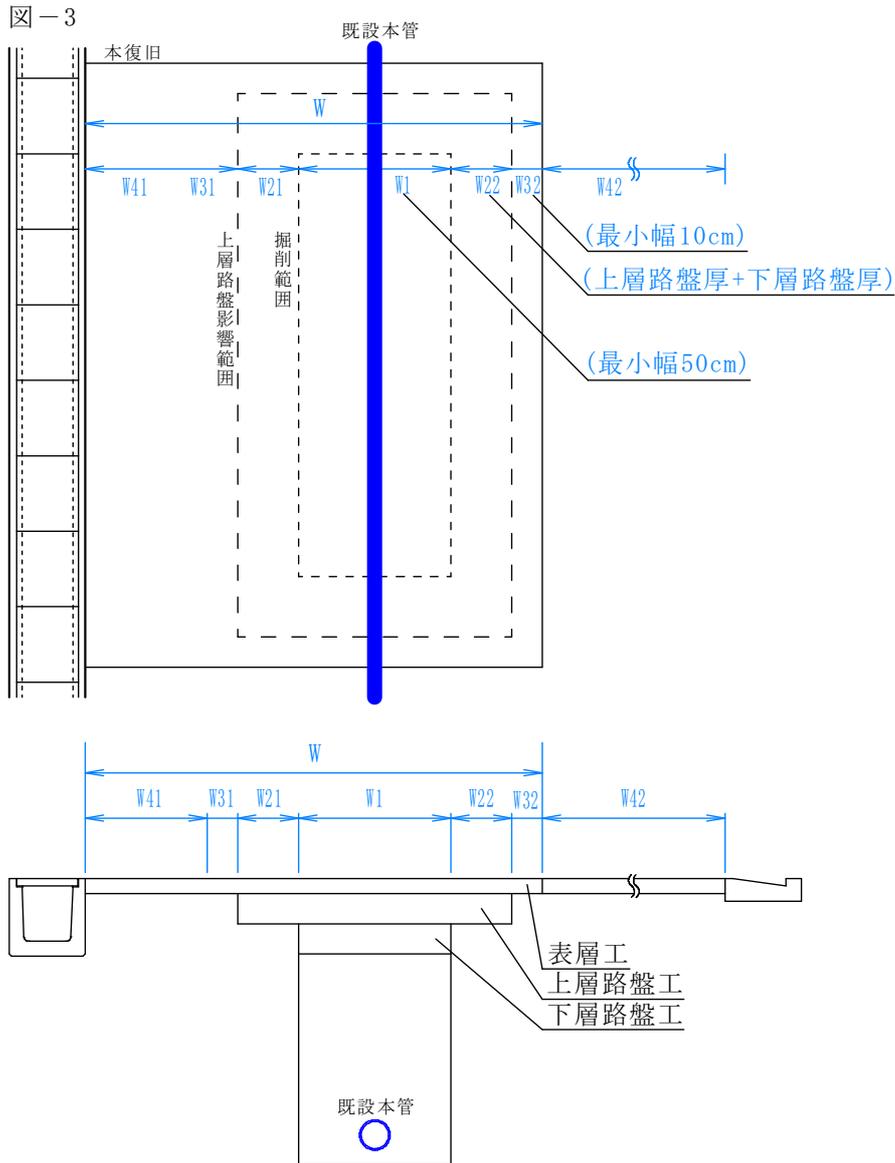
(1) W41・W42 ≥ 1.20m の場合

$$W = W1 + (W21 + W22) + (W31 + W32)$$

(2) W41・W42 < 1.20m の場合

$$W = W1 + (W21 + W22) + (W31 + W32) + (W41 + W42)$$

② アスファルト舗装（車道・縦断）



- W : 各層の復旧幅  
 W1 : 掘削幅（最小幅 50 cm）  
 W21・W22 : 上層路盤影響幅（舗装復旧標準構造図の上層路盤工と下層路盤工の厚さの和）  
 W31・W32 : 舗装影響幅（最小幅 10cm）  
 W41・W42 : 残幅（W31・W32 の端から舗装の絶縁までが 1.20m 未満は施工）

- ・下層路盤工 = W1（最小幅 50 cm）
- ・上層路盤工 = W1 + (W21 + W22)
- ・表層工、中間層工、基層工

(1) W41 < 1.20m、W42 ≥ 1.20m の場合

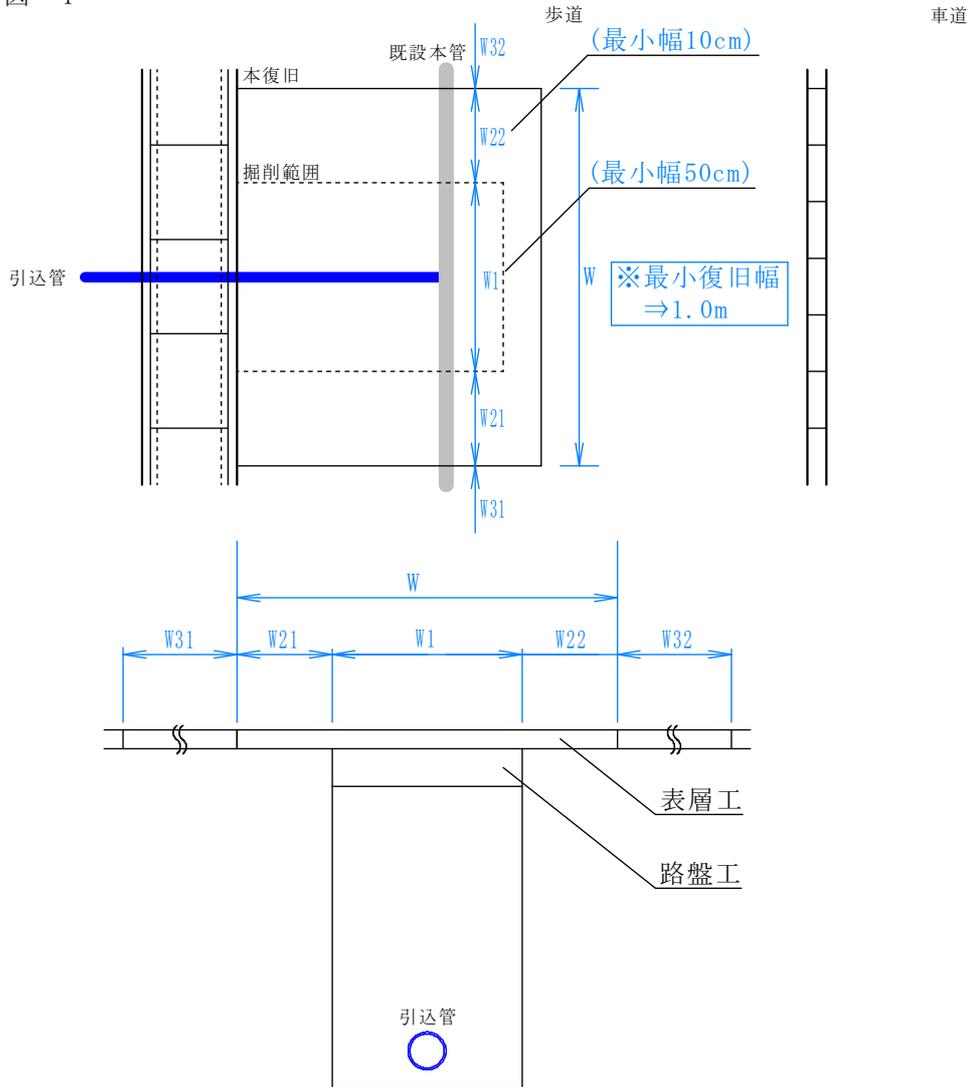
$$W = W1 + (W21 + W22) + (W31 + W32) + W41$$

(2) W41・W42 < 1.20m の場合

$$W = W1 + (W21 + W22) + (W31 + W32) + (W41 + W42)$$

③ アスファルト舗装（歩道・横断）

図-4



W : 各層の復旧幅（最小幅 1.00m）

W1 : 掘削幅（最小幅 50 cm）

W21・W22 : 舗装影響幅（最小幅 10 cm）

W31・W32 : 残幅（W21・W22 の端から舗装の絶縁までが 50cm 未満は施工）

・路盤工 = W1（最小幅 50 cm）

・表層工（最小幅 1.00m）

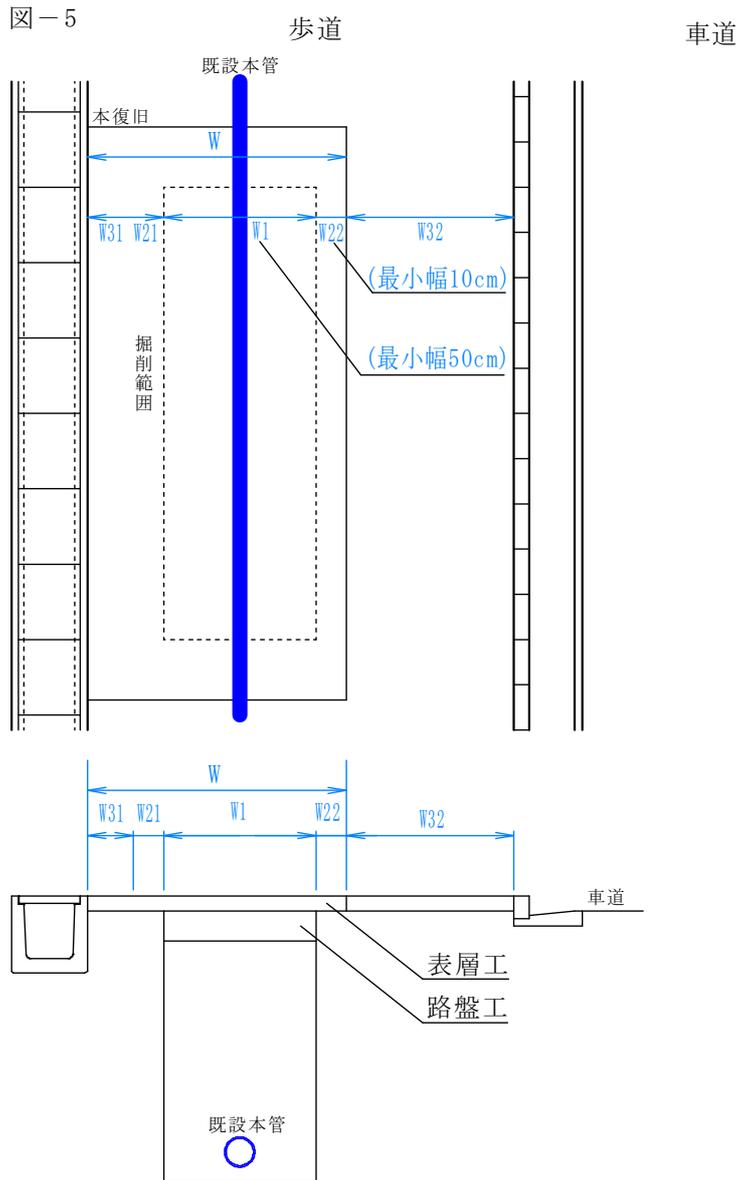
(1)  $W31 \cdot W32 \geq 0.50\text{m}$  の場合

$$W = W1 + (W21 + W22)$$

(2)  $W31 \cdot W32 < 0.50\text{m}$  の場合

$$W = W1 + (W21 + W22) + (W31 + W32)$$

④ アスファルト舗装 (歩道・縦断)



- W : 各層の復旧幅
- W1 : 掘削幅 (最小幅 50 cm)
- W21・W22 : 舗装影響幅 (最小幅 10 cm)
- W31・W32 : 残幅 (W21・W22 の端から舗装の絶縁までが 50cm 未満は施工)

・路盤工 = W1 (最小幅 50 cm)

・表層工

(1)  $W31 < 0.50\text{m}$ 、 $W32 \geq 0.50\text{m}$  の場合

$$W = W1 + (W21 + W22) + W31$$

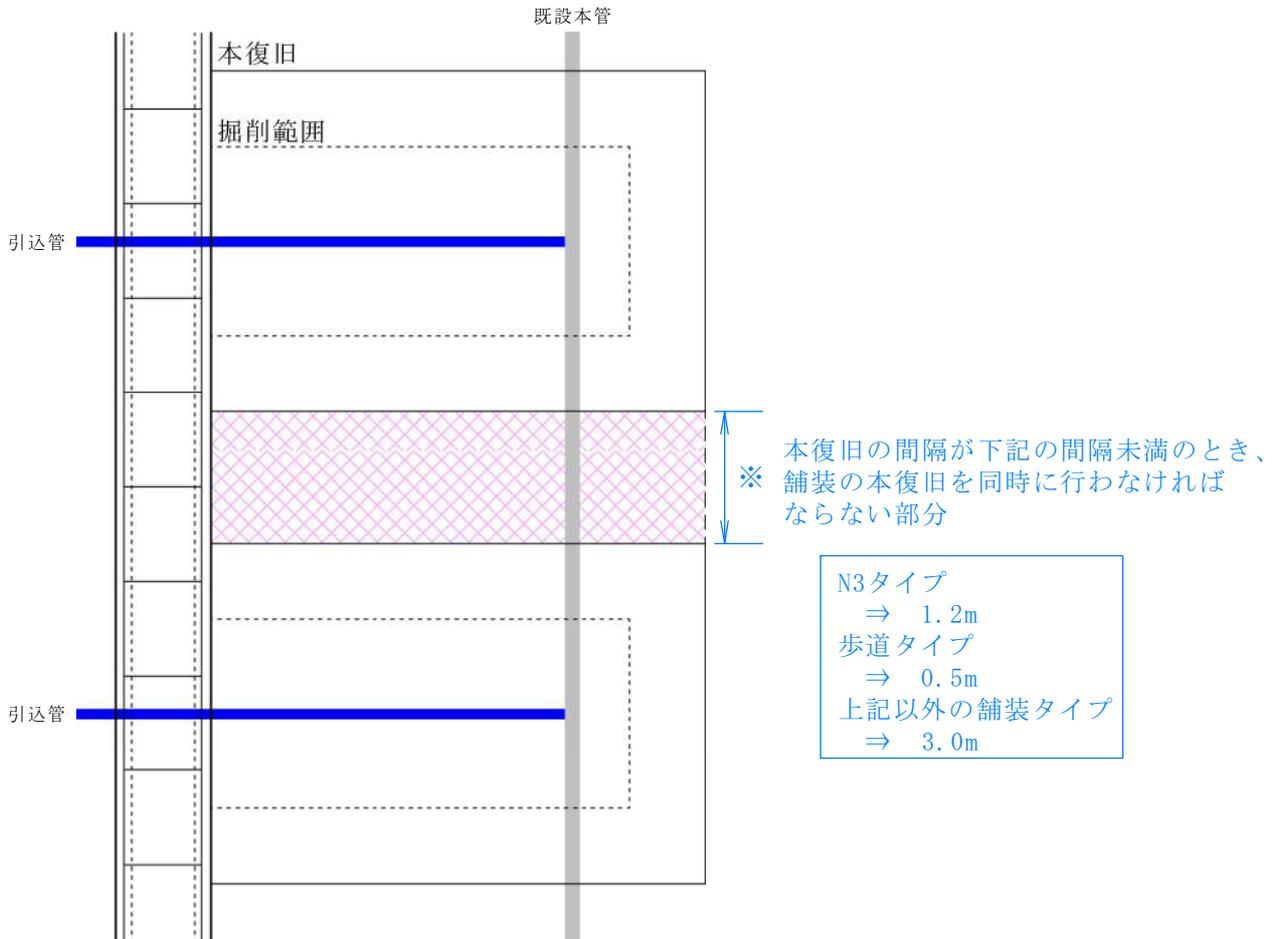
(2)  $W31 \cdot W32 < 0.50\text{m}$  の場合

$$W = W1 + (W21 + W22) + (W31 + W32)$$

## 9. 横断占用が連続する場合の復旧幅

横断占用が連続し、舗装本復旧の間隔が下図の基準未満の場合、表層（中間層、基層を含む）の全面復旧を行うこととし、基準によりがたく連続して点在し占用する場合は道路管理者と協議し決定するものとする。

図-6



## 10. 路面標示類

路面標示類は、安全性、耐久性の観点から、視認性に優れた溶解式ペイントで原形復旧すること。

## 11. コンクリート舗装

復旧は、原則として既設舗装構成とする。なお、これによりがたい場合は、道路管理者と協議し決定すること。

## 12. 特殊舗装の復旧

タイル舗装、カラー舗装(グリーンベルト・自転車走行空間の標示を含む)、特殊インターロッキング舗装等アスファルト舗装以外の特殊舗装の復旧工法は、原則として既設舗装構成と同一とし、復旧幅は、美観上の要素もあるため、道路管理者と協議し決定する。

## 13. 舗装道路における掘削制限

道路管理者が特に指定した舗装工事が完了した道路における掘削は、舗装タイプに応じ、下記に定める期間を経過しなければこれを認めないものとする。

①N3、N4の舗装タイプの道路	3年
②上記①以外のタイプに相当する舗装構成のもの	5年
③特殊舗装(高品質のタイル、自然石等、インターロッキング、カラー舗装等)	3年

ただし、水道の引き込み管の埋設など、ライフラインに関するもので道路管理者がやむを得ないと認めた場合に限り、以下の条件を課しこれを許可する。

- ①道路横断復旧は最低1車線×3.0mとする。ただし、車線のない狭隘な道路では全幅×3.0mとする。
- ②縦断復旧幅は最低1車線復旧とする。
- ③白線、文字、ビヨウ等は同等以上の復旧とする。
- ④占用許可申請書の備考に制限期間内に掘削を行う旨の理由および瑕疵担保期間中の苦情や騒音、振動等に対する対応を誰が行なうかを明記すること。

## 14. 瑕疵担保期間

道路管理者は、占有者が復旧した部分又は推進工法により掘削した部分(影響範囲含む)の道路に沈下、亀裂等の損傷を確認した場合や、復旧した路面と周辺との間に交通に支障きたす段差が生じている場合は復旧が完了した日から2年以内に限り、その補修を命ずることができる。また、路盤先行工法を実施した箇所については、復旧が完了した日から5年以内に限り、その補修を命ずることができる。

ただし、確認された道路の損傷が明らかに占用工事に起因するものであると認められる場合には、補修を命ずることができる期間は5年以内とし、特にマンホール首部については、マンホールが存続する限りにおいて補修を命ずることができるものとする。

# 舗装復旧標準構造図

アスファルトコンクリート舗装(車道) 路盤材料:再生下層路盤材・クラッシャーラン使用

種別	N3		N4		N5		N6		N7	
					平地・山地	DID・市街地				
仮復旧	<p>※( )はクラッシャーラン使用の場合</p>									
本復旧	<p>TA=12.2(11.0) H=30(25)cm</p>		<p>TA=14.0 H=35cm</p>		<p>TA=19.0 H=40cm</p>		<p>TA=21.5 H=50cm</p>		<p>TA=29.1 H=63cm</p>	
使用材料	工種	名称	工種	名称	工種	名称	工種	名称	工種	名称
	仮復旧	再生密粒アスコン(13) A配合	仮復旧	再生密粒アスコン(13) A配合	仮復旧	再生密粒アスコン(13) A配合	仮復旧	再生密粒アスコン(13) A配合	仮復旧	再生密粒アスコン(13) A配合
	表層工	再生密粒アスコン(13) A配合	表層工	再生密粒アスコン(13) A配合	表層工	密粒アスコン(20) 改質Ⅰ型 B配合	表層工	密粒アスコン(20) 改質Ⅰ型 B配合	表層工	密粒アスコン(20) 改質Ⅱ型 B配合
	上層路盤工	粒調碎石(M-30)	上層路盤工	粒調碎石(M-30)	上層路盤工	再生粗粒アスコン(20) B配合	基層工	再生粗粒アスコン(20) B配合	基層工	粗粒アスコン(20) 改質Ⅰ型 B配合
	下層路盤工	再生下層路盤材(RC-40) クラッシャーラン(C-30)	下層路盤工	再生下層路盤材(RC-40) クラッシャーラン(C-30)	下層路盤工	再生下層路盤材(RC-40) クラッシャーラン(C-30)	下層路盤工	再生下層路盤材(RC-40) クラッシャーラン(C-30)	下層路盤工	再生下層路盤材(RC-40) クラッシャーラン(C-30)
埋戻し	下層路盤面より1.00mまで (路床)	盛土材料取扱基準の路床材規定によるもの又は(再生)クラッシャーラン、中央混合方式による石灰安定処理材、建設廃材等の再生材料及び良質発生土と道路管理者の承認を得たもの。(1層仕上り厚20cm以下とすること。)								備考
表	管天10cmから下層路盤下面1.00mまで (路体)	盛土材料取扱基準の路体材規定によるもの又は(再生)クラッシャーラン、中央混合方式による石灰安定処理材、建設廃材等の再生材料及び良質発生土と道路管理者の承認を得たもの。(1層仕上り厚30cm以下とすること。)								
土	掘削底から管天10cmまで	0.075mmふるい通過量10%以下の不洗の山砂、海砂、砂、再生砂、スクリーニングス、ダスト、スコリア、風化した岩石屑(ただし、10%を超えるものについては別途協議すること。)								

※使用材料表には標準使用する材料を記載し、それ以外に使用可能なものは別表による。  
 ※CBRの標準値を8で計算しています。

## 舗装復旧標準構造図(路盤先行工法)

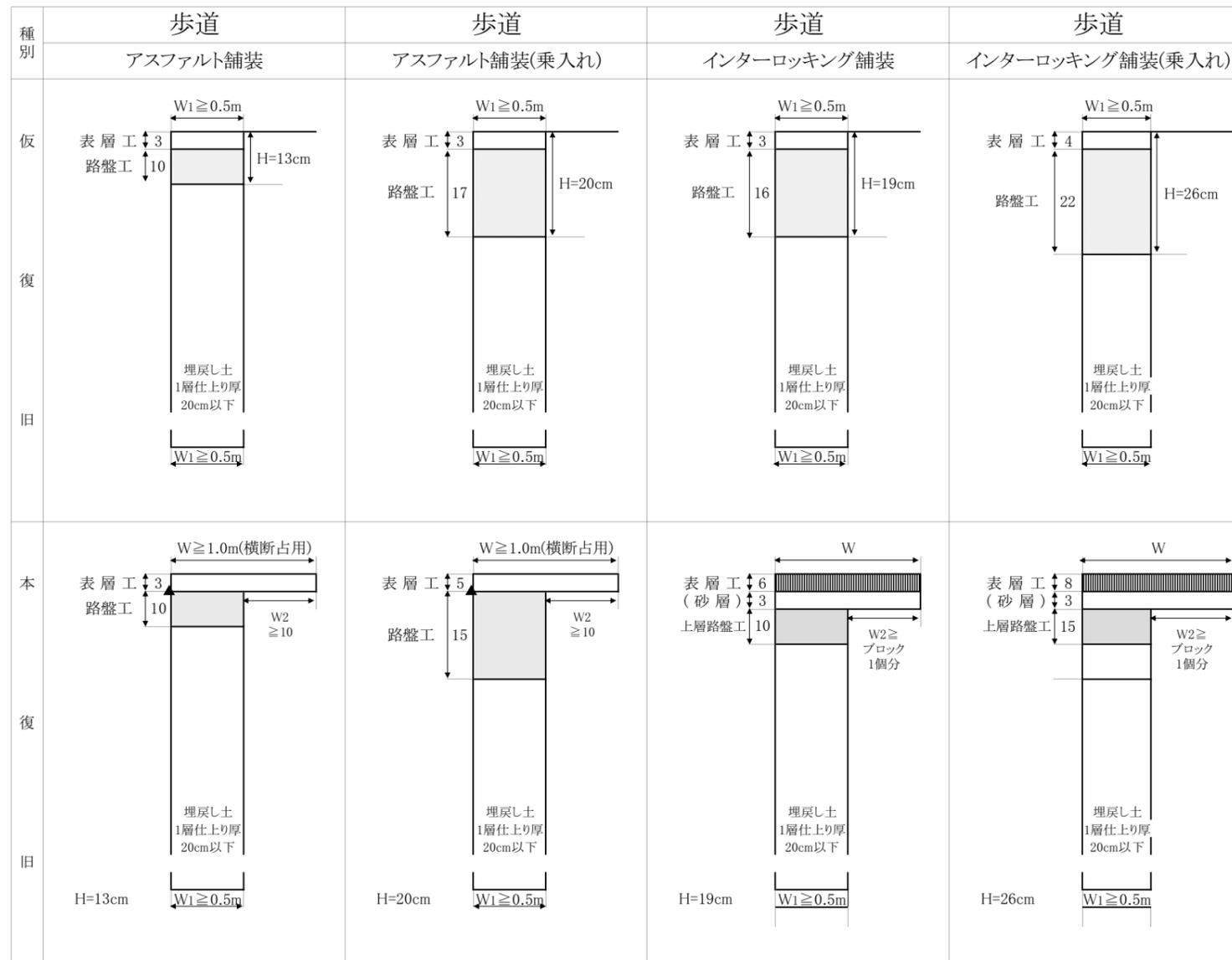
アスファルトコンクリート舗装(車道) 路盤材料:再生下層路盤材・クラッシャーラン使用

種別	N3		N4		N5		N6		N7			
					平地・山地	DID・市街地						
仮復旧												
	<p>※( )はクラッシャーラン使用の場合</p>											
本復旧												
	<p>TA=12.2(11.0) H=30(25)cm</p>		<p>TA=14 H=35cm</p>		<p>TA=19 H=40cm</p>		<p>TA=21.5 H=50cm</p>		<p>TA=29.1 H=63cm</p>		<p>TA=38.2 H=80cm</p>	
使用材料	工種	名称	工種	名称	工種	名称	工種	名称	工種	名称	工種	名称
	仮復旧	再生密粒アスコン(13) A配合	仮復旧	再生密粒アスコン(13) A配合	仮復旧	再生密粒アスコン(13) A配合	仮復旧	再生密粒アスコン(13) A配合	仮復旧	再生密粒アスコン(13) A配合	仮復旧	再生密粒アスコン(13) A配合
	表層工	再生密粒アスコン(13) A配合	表層工	再生密粒アスコン(13) A配合	表層工	密粒アスコン(20) 改質 I 型 B配合	表層工	密粒アスコン(20) 改質 I 型 B配合	表層工	密粒アスコン(20) 改質 II 型 B配合	表層工	密粒アスコン(20) 改質 II 型 B配合
	上層路盤工	粒調砕石(M-30)	上層路盤工	粒調砕石(M-30)	上層路盤工	粒調砕石(M-30)	上層路盤工	粒調砕石(M-30)	上層路盤工	再生瀝青安定処理粒調砕石(M-30)	上層路盤工	再生瀝青安定処理粒調砕石(M-30)
	下層路盤工	再生下層路盤材(RC-40) クラッシャーラン(C-30)	下層路盤工	再生下層路盤材(RC-40) クラッシャーラン(C-30)	下層路盤工	再生下層路盤材(RC-40) クラッシャーラン(C-30)	下層路盤工	再生下層路盤材(RC-40) クラッシャーラン(C-30)	下層路盤工	再生下層路盤材(RC-40) クラッシャーラン(C-30)	下層路盤工	再生下層路盤材(RC-40) クラッシャーラン(C-30)
埋戻し	下層路盤面より1.00mまで(路床)	盛土材料取扱基準の路床材規定によるもの又は(再生)クラッシャーラン、中央混合方式による石灰安定処理材、建設廃材等の再生材料及び良質発生土と道路管理者の承認を得たもの。(1層仕上り厚20cm以下とすること。)										
土	管天10cmから下層路盤下面1.00mまで(路体)	盛土材料取扱基準の路体材規定によるもの又は(再生)クラッシャーラン、中央混合方式による石灰安定処理材、建設廃材等の再生材料及び良質発生土と道路管理者の承認を得たもの。(1層仕上り厚30cm以下とすること。)										
土	掘削底から管天10cmまで	0.075mmふるい通過量10%以下の不洗の山砂、海砂、砂、再生砂、スクリーニングス、ダスト、スコリア、風化した岩石屑(ただし、10%を超えるものについては別途協議すること。)										
備考	<p>△ タックコート(高性能改質アスファルト乳剤)施工</p> <p>▲ プライムコート(PK-3)施工</p>											

※使用材料表には標準使用する材料を記載し、それ以外に使用可能なものは別表による。  
※CBRの標準値を8で計算しています。

舗装復旧標準構造図(歩道)

歩道 路盤材料:再生下層路盤材・クラッシュチャーラン使用



使用材料	工種	名称	工種	名称	工種	名称	工種	名称
	仮復旧	再生密粒アスコン(13)A配合	再生密粒アスコン(13)A配合	仮復旧	再生密粒アスコン(13)A配合	仮復旧	再生密粒アスコン(13)A配合	仮復旧
表層工	再生細粒アスコン(13)A配合	再生細粒アスコン(13)A配合	表層工	再生細粒アスコン(13)A配合	表層工	ブロック 再生砂	表層工	ブロック(乗入れ用) 再生砂
路盤工	再生下層路盤材(RC-40) クラッシュチャーラン(C-30)	再生下層路盤材(RC-40) クラッシュチャーラン(C-30)	路盤工	再生下層路盤材(RC-40) クラッシュチャーラン(C-30)	路盤工	再生下層路盤材(RC-40) クラッシュチャーラン(C-30)	路盤工	再生下層路盤材(RC-40) クラッシュチャーラン(C-30)

埋戻し表土	下層路盤面より1.00mまで (路床)	盛土材料取扱基準の路床材規定によるもの又は(再生)クラッシュチャーラン、中央混合方式による石灰安定処理材、建設廃材等の再生材料及び良質発生土とし道路管理者の承認を得たもの。 (1層仕上り厚20cm以下とすること。)	備	○ 路盤紙施工
	管天10cmから下層路盤下面 1.00mまで (路体)	盛土材料取扱基準の路体材規定によるもの又は(再生)クラッシュチャーラン、中央混合方式による石灰安定処理材、建設廃材等の再生材料及び良質発生土とし道路管理者の承認を得たもの。 (1層仕上り厚30cm以下とすること。)		▲ プライムコート(PK-3)施工
	掘削底から管天10cmまで	0.075mmふるい通過量10%以下の不洗の山砂、海砂、砂、再生砂、スクリーニングス、ダスト、スコリア、風化した岩石屑(ただし、10%を超えるものについては別途協議すること。)	考	

※使用材料表には標準使用する材料を記載し、それ以外に使用可能なものは別表による。

別表

占用工事に伴うアスファルト混合物の使用区分

交通量区分 (市道、国・県道)	舗装計画 交通量 (台/日・方向)	上層路盤工		基層工				中間層工			表層工								
		瀝安	再生瀝安	粗粒(20)	再生粗粒(20)	粗粒(20)	再生粗粒(20)	粗粒(20)	粗粒(20)	粗粒(20)	密粒(13)	再生密粒(13)	密粒(20)	再生密粒(20)	密粒(20)	密粒(20)	細粒(13)	再生細粒(13)	
		ストレート アスファルト	ストレート アスファルト	ストレート アスファルト	ストレート アスファルト	ストレート アスファルト	ストレート アスファルト	改質アスファルト I型	改質アスファルト II型	改質アスファルト II型	ストレート アスファルト	ストレート アスファルト	ストレート アスファルト	ストレート アスファルト	改質アスファルト I型	改質アスファルト II型	ストレート アスファルト	ストレート アスファルト	
		A配合	A配合	A配合	A配合	B配合	B配合	B配合	B配合	B配合	A配合	A配合	A配合	A配合	B配合	B配合	A配合	A配合	
N3	100未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	
N4	100～250未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	
N5	250～1,000未満	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	
N6	1,000～3,000未満	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	
N7	3,000以上	○	○	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	○	-	
歩道・自転車歩行車道		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○
歩道・自転車歩行車道 (車両乗入れ部)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○
占用工事の仮復旧		-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	-	-	○	○	

注)1 ○印:1車線程度以上の本復旧箇所における標準使用 -印:使用していない

注)2 A配合:突固め回数50回、B配合:突固め回数75回

注)3 表層材がポラスアスファルトの場合、不透水層(中間層または基層)は、上表の粗粒度アスコンを密粒度アスコンに読み替える。